

しが県民芸術創造館にかかる現状について

1. これまでの経緯

平成21年度に策定した「公の施設見直し計画」にもとづき、しが県民芸術創造館の方を抜本的に見直した結果、地域における文化資産としての有効活用を検討することとしたところ。その後、平成24年度に施設の利用者等の意見も聞きながら、草津市と協議を行った結果、草津市へ移管するために必要な手続きを県・市双方が進めることを、草津市と確認した。(※別紙参照)

現在は、草津市と確認した事項に基づき、平成27年1月を目指として、移管に向けた手続きを双方進めているところ。

2. 今年度の取組状況

① ホール改修工事（客席、吊り天井、音響設備）の設計業務を実施

平成26年4月から現地着工できるよう、今年度内に入札実施予定

② 指定管理者候補者を選定

平成26年4月から12月までの管理業務について、施設運営を草津市へ円滑に引き継ぐため、非公募で現指定管理者を選定

3. 来年度(平成26年4月～12月)のしが県民芸術創造館の施設利用について

① ホール 工事の実施にともない、利用停止

② ホール以外の施設 ホールの工事の影響等により、利用停止

※ホール以外の施設とは、展示ホール、リハーサル室、練習室1、2、3、和室

4. 今後の予定

平成26年2月県議会 「設置管理条例を廃止する条例案」および「財産の譲渡につき議決を求めることについて」議案を上程

平成26年4月～12月 ホール改修工事等の実施（施設の貸館利用は停止）

平成27年1月 市の施設として運用開始（土地建物、施設設備の無償譲渡）

(別紙)

移管にかかる県・草津市の確認事項（平成24年12月28日付け）

1 移管する施設

所在地：滋賀県草津市野路六丁目15-11

土地 草津市野路町字内山1679番2 ほか7筆

建物 鉄筋コンクリート造2階建

2 移管する時期

平成27年1月1日を目処とする。

3 移管に際しての基本的事項

- (1) 滋賀県は、創造館の土地、建物ならびにこれらに付属する設備を草津市に無償で譲渡する。
- (2) 滋賀県は、草津市へ移管するまでの間に、創造館のホールの吊り天井崩落対策工事、客席改修工事ならびに音響設備改修工事を実施する。
- (3) 滋賀県は、施設整備や管理運営上必要な経費として譲渡した日の属する年度以降3年間、年額40,000千円、総額120,000千円を草津市に対して交付する。
- (4) 滋賀県は、県立文化ホールの指定管理者による文化事業を、施設譲渡後の一定期間、創造館で実施する。
- (5) 滋賀県は、草津市からの求めに応じ、一定期間、現在の創造館職員を移管後の施設へ派遣する。
- (6) 滋賀県および草津市は、駐車場の使用を移管前の状態以上に確保することや、施設利用など、移管に関してなお必要となる事項を引き続き協議するため、双方の関係者による協議の場を設ける。